

首都高速道路の管理に係る損害賠償責任保険の企画提案に係る手続開始の公示

次のとおり業務提案書等の提出を招請します。

平成30年8月21日

首都高保険サポート株式会社
代表取締役社長 大西 英史

1 業務概要

(1) 業務名

首都高速道路の管理に係る損害賠償責任保険の引受

(2) 保険契約者

保険契約者：首都高速道路株式会社

被保険者：首都高速道路株式会社並びに同社役員及び社員

(3) 業務目的

首都高速道路の管理の適切かつ効率的なリスク管理及び迅速かつ的確な被害者への補償のため、首都高速道路を管理する首都高速道路株式会社が契約者となり、首都高速道路の管理に起因する主として人身被害が発生したもの等重大な損害に対し保険を付保するものである。

(4) 業務内容

首都高速道路の管理に起因する主として人身被害が発生したもの等重大な損害に対し、首都高速道路株式会社が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を担保する。

(5) 履行期間

平成30年10月1日16時から、平成35年10月1日16時まで

保険期間は1年間を基本とする。

2 競争参加資格

(1) 特別の事由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は参加することができない。

(2) 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後2年間、参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

① 契約の履行に当たり故意に粗雑にし、不正の行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- ④ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - ⑤ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (2)に該当する者は代理人として使用する者を参加させることができない。
- (4) 次の各号の一に該当すると認められる者は、参加することができない。
- ① 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ② 参加する者に必要な資格に係る審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する法人又はこれに準ずる者
- (5) 日本国内において損害保険業の免許を有していること。
- (6) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県内のいずれかに本社、支社もしくは営業所等の拠点を有すること。

3 参加表明書等の提出

- (1) 以下の資料を提出すること。
- ① 参加表明書（別記様式第1）
 - ② 登記事項証明書（現在事項全部証明書）又はその写し
 - ③ 財務諸表類（資料提出日の直前1営業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表）
 - ④ 業務提案書（別記様式第2）
 - ⑤ 業務提案書に係る根拠資料
 - ⑥ 見積書（7に定めるもの。別記様式第3）
- (2) 提出場所、提出期限
- 13(3)による。
- ※上記資料に要する費用は参加表明者の負担とする。
- ※提出資料に関して別途説明を求める場合がある。
- ※提出資料は返却しない。

4 業務提案書の評価項目

- (1) 提案内容 : 保険のプログラムとしての完成度、合目的性を評価
- ・ 支払限度額（1事故、1保険期間。）（保険期間中、何回でも可。）（根拠含む。）
 - ・ 免責金額（根拠含む。）
 - ・ 追加特約条項（根拠含む（6(2)①を除く）。）
 - ・ 3年目以降の保険料の変動を緩やかにする工夫（根拠含む。）
- (2) 企業信用力 : 引受損保会社が倒産等に陥ることがないように、過去の事例等を参考に、以下項目により様々な角度から評価
- ・ Moody's格付、S&P格付、R&I格付（直近のもの）

- ・総資産（平成29年度末）
- ・純資産比率（平成29年度末）
- ・ソルベンシーマージン比率（平成29年度末）

(3) 業務実績 : 以下項目により評価

- ・賠償責任保険の正味収入保険料（平成29年度）
- ・その他本保険の引受にあたって有効と考えられる業務実績（ただし、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの5年間のもの。また、提示のあった実績について、評価対象としない場合もある。）

5 取扱い代理店

首都高保険サポート株式会社

6 保険内容

(1) 対象

首都高速道路株式会社が管理する道路法上の道路及び道路法第2条第2項及び同法施行令第34条の3に規定するもの並びにこれらに準じるもの
延長320.1キロメートル（平成30年3月31日現在。別紙のとおり）

(2) 必須特約条項

- ①初回保険料払込期日を始期後とする特約
- ②被保険者の追加に関する特約

(3) 追加特約条項

その他提案のあった、保険内容の充実に資する特約（提案のあった特約について採用しない場合もある。）

7 業務規模

本業務の業務規模として定めた金額（上限。当初1年間の保険料。以下同じ。）は、500万円である。

8 見積書

保険料は、平成30年10月1日16時から、平成31年10月1日16時までの1年間を保険期間として算出し、見積書（別記様式第3）に見積金額を記入し、記名押印のうえ、提出する。

なお、その他提案のあった、保険内容の充実に資する特約については、本件業務規模の範囲内において提出する。

9 見積りの無効

見積りが次のいずれかに該当すると認められるとき。

- (1) 本公示に示した競争参加資格のない者の見積り、参加表明書、業務提案書等に虚偽の記載をした者の見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りを行った場合

- (2)明らかに連合（公正な価格を害し、又は不正の利益を得る目的で、見積者が、あらかじめ相談し、その一者を契約の相手方とさせるように約束することをいう。）によると認められる見積りを行った場合
- (3)見積者又はその代理人の記名押印が欠けている場合
- (4)見積書が誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確な場合
- (5)見積書に条件が付されている場合
- (6)本公示に示した業務規模として定めた金額を超える見積金額が記載してある場合
- (7)その他指示に違反し、又は必要な条件を具備していない場合

10 2年目以降の保険料

2年目の保険料は、1年目と同額とする。

3年目以降の保険料は、前年度の料率及び損害率を踏まえた料率を乗じて保険料とする予定。

11 契約相手方の特定方法

競争参加資格を満たし、提案内容、企業信用力、業務実績について、総合的に評価し、提案の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定し、保険の詳細を決定する。

提案の評価点が同点の者が2者以上あるときは、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者のうち、見積金額の低い方の者を評価点が上位の者として決定する。また、提案の評価点が同点かつ同価の見積りを行った者が2者以上あるときは、指定する日時及び場所において、当該見積者にくじを引かせて評価の順位を決定する。なお、当該見積者のうち、くじを引かない者があるときは、首都高サポート株式会社社員のうち、本件事務に関係のない者にくじを引かせることができるものとする。

12 契約金額

契約の相手方となる者の見積書に記載された保険料をもって契約金額とする。

13 手続等

(1) 担当者等

首都高保険サポート株式会社 保険事業部 担当 渡辺
〒103-0027
東京都中央区日本橋3-11-1 HSBCビル2階
TEL：03-3548-3121 FAX：03-3273-7230
MAIL：hoken@shutoko-hoken.jp

(2) 参加表明書等様式の交付

参加表明書等の様式を次のとおり競争参加希望者に無償で直接交付する。

- ①交付期間：平成30年8月21日（火）から平成30年9月3日（月）までの毎日午前10時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く）
- ②交付場所：上記(1)に同じ。

(3) 参加表明書等の提出期間、提出場所及び提出方法

- ①提出期間：平成30年8月21日(火)から平成30年9月3日(月)までの毎日午前10時から午後3時まで(正午から午後1時までを除く)
- ②提出場所：上記(1)に同じ。
- ③提出方法：持参による。(正本1通、副本2通)

(4) 過去の首都高速道路の管理に起因する事故に関する資料の配付期間及び配付場所

- ①配付期間：平成30年8月21日(火)から平成30年9月3日(月)までの毎日午前10時から午後3時まで(正午から午後1時までを除く)
- ②配付場所：上記(1)に同じ。

14 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書等に関する問い合わせは次のとおり。
 - ① 質問は、13(2)の様式の交付を受けた者から電子メールにて受付ける。13(1)記載のメールアドレス宛に質問内容を送信すること。
 - ② 受付期間：平成30年8月21日(火)午前10時から平成30年8月24日(金)午後3時までの毎日。
 - ③ 質問に対する回答は、電子メールにて13(2)様式の交付を受けた全者に回答する。
- (3) 回答日：平成30年8月30日(木)を予定。
- (4) 評価の結果については、後日ホームページ上で公表する。

以上

対象路線

(単位:km)

路線名	区	間	延長
都道首都高速1号線	台東区北上野一丁目	～ 大田区羽田旭町	21.9
都道首都高速2号線	中央区銀座八丁目	～ 品川区戸越一丁目	8.5
都道首都高速2号分岐線	港区麻布十番四丁目	～ 港区六本木三丁目	1.5
都道首都高速3号線	千代田区隼町	～ 世田谷区砧公園	14.6
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	～ 杉並区上高井戸三丁目	18.6
都道首都高速4号分岐線	千代田区大手町二丁目	～ 中央区日本橋小網町	1.0
都道首都高速5号線	千代田区一ツ橋一丁目	～ 板橋区三園一丁目	17.8
都道首都高速6号線	中央区日本橋兜町	～ 足立区加平二丁目	15.6
都道首都高速7号線	墨田区千歳一丁目	～ 江戸川区谷河内二丁目	10.4
都道首都高速8号線	中央区銀座一丁目地内		0.1
都道首都高速9号線	中央区日本橋箱崎町	～ 江東区辰巳二丁目	5.3
都道首都高速晴海線	江東区豊洲六丁目	～ 江東区有明二丁目	1.5
都道首都高速11号線	港区海岸二丁目	～ 江東区有明二丁目	5.0
都道首都高速葛飾江戸川線	葛飾区四つ木三丁目	～ 江戸川区臨海町六丁目	11.2
都道首都高速板橋足立線	板橋区板橋二丁目	～ 足立区江北二丁目	7.1
都道首都高速目黒板橋線	目黒区青葉台四丁目	～ 板橋区熊野町	11.0
都道高速湾岸線	大田区羽田空港三丁目	～ 江戸川区臨海町六丁目	23.1
都道首都高速湾岸分岐線	大田区昭和島二丁目	～ 大田区東海三丁目	1.9
都道高速横浜羽田空港線	大田区羽田二丁目	～ 大田区羽田旭町	0.9
都道高速葛飾川口線	葛飾区小菅三丁目	～ 足立区入谷三丁目	11.8
都道高速足立三郷線	足立区加平二丁目	～ 足立区神明一丁目	1.8
都道高速板橋戸田線	板橋区三園一丁目	～ 板橋区新河岸三丁目	0.7
都道首都高速品川目黒線	品川区八潮三丁目	～ 目黒区青葉台四丁目	9.4
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市中区本牧ふ頭	～ 川崎市川崎区殿町一丁目	21.7
神奈川県道高速湾岸線	横浜市金沢区並木三丁目	～ 川崎市川崎区浮島町	30.1
埼玉県道高速葛飾川口線	川口市東領家五丁目	～ 川口市大字西新井宿	6.7
埼玉県道高速足立三郷線	八潮市大字浮塚	～ 三郷市番匠免二丁目	5.7
埼玉県道高速板橋戸田線	和光市大字下新倉	～ 戸田市美女木四丁目	3.0
埼玉県道高速さいたま戸田線	さいたま市緑区大字三浦	～ 戸田市美女木四丁目	13.8
千葉県道高速湾岸線	浦安市舞浜	～ 市川市高谷	8.9

路線名	区	間	延長
横浜市道高速 1 号線	横浜市西区高島二丁目	～ 横浜市神奈川区三ツ沢西町	2.3
横浜市道高速 2 号線	横浜市中区元町	～ 横浜市保土ヶ谷区狩場町	7.7
横浜市道高速湾岸線	横浜市中区本牧ふ頭	～ 横浜市鶴見区生麦二丁目	4.6
横浜市道高速横浜環状北線	横浜市都筑区川向町	～ 横浜市鶴見区生麦	8.2
川崎市道高速縦貫線	川崎市川崎区大師河原一丁目	～ 川崎市川崎区浮島町	5.5
都道首都高速晴海線	江東区有明二丁目	～ 中央区晴海二丁目	1.2
		合計	320.1

※平成 30 年 3 月末時点